

東北大学東北メディカル・メガバンク機構スーパーコンピュータシステム利用内規

制定 平成26年11月10日

(趣旨)

第1条 この内規は、東北大学東北メディカル・メガバンク機構（以下「機構」という。）のスーパーコンピュータシステム（以下「計算機システム」という。）の利用について必要な事項を定めるものとする。

(利用の範囲)

第2条 計算機システムは、東北メディカル・メガバンク計画の推進に必要な研究開発のために利用することができる。

2 計算機システムは、前項の目的を妨げない限り、個別化医療等の次世代医療の推進に資する研究開発に利用することができる。

(利用者の資格)

第3条 計算機システムを利用することができる者は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 機構の教職員
- 二 機構の教職員と研究上の協力関係を有する機構以外の学内他部局、他大学、他研究機関等の研究者及び技術者のうち、機構の教職員から紹介のあった者、又は機構との共同研究に参画する者
- 三 東北メディカル・メガバンク計画試料・情報分譲審査委員会が情報の利用を認めた者
- 四 分譲の事前準備として統合データベースの閲覧が必要な者
- 五 研究計画の検討・立案を目的とするプレリサーチのために統合データベースの閲覧が必要な者
- 六 機構が登録する統合データベース利用支援事業者が選定した作業者
- 七 国立研究開発法人日本医療研究開発機構が指定する研究開発事業に参画する者
- 八 ナショナルバイオサイエンスデータベースセンター (NBDC) が NBDC ヒトデータベース及び NBDC グループ共有データベースのデータ利用を認めた者
- 九 東北大学未来型医療創成センタークライオ電子顕微鏡運営委員会がクライオ電子顕微鏡の利用を認めた者
- 十 次世代医療の推進に資する研究開発のために利用する者
- 十一 前各号に掲げる者のほか、特に機構長が適当と認めた者

(利用の申請)

第4条 計算機システムを利用しようとする者は、所定の利用申請書に所属分野等の長の署名を受けて、機構長に利用の申請をしなければならない。

(利用の承認)

第5条 機構長は、前条の申請が計算機システムを利用するのに適当と認めたときは、これを承認する。

2 前項の承認の有効期限は、承認を受けた日の属する年度の末日までとする。

(利用の変更等)

第6条 計算機システムの利用を承認された者（以下「利用者」という。）は、第4条の利用申請

の内容に変更が生じたときは、速やかに機構長に届け出又は再申請をしなければならない。

- 2 利用者は、計算機システムの利用の取消しをしようとする場合は、その旨を速やかに機構長に届け出なければならない。

(利用の更新)

第7条 利用者は、所定の更新手続きを行うことにより、計算機システムの利用年度を更新することができる。

- 2 前項の更新手続きについては、第4条の規定を準用する。

(情報管理責任者)

第8条 利用者の所属分野等に情報管理責任者を置く。

- 2 情報管理責任者は、第4条の利用申請書に記載の所属分野等の長をもって充てる。
- 3 情報管理責任者は、次の各号に掲げる業務等を行うものとする。
 - 一 利用者の計算機システムの適正な利用について指導・監督すること。
 - 二 利用者及び利用内容に係る情報の管理に関すること。
 - 三 前各号に掲げる事項に不測の事態が生じた場合に利用者と共に連帯して責任を負うこと。

(目的外利用の禁止)

第9条 利用者は、承認を受けた目的以外のために計算機システムを利用し、又は第三者に利用させてはならない。

(利用承認の取消し等)

第10条 利用者がこの内規に違反した場合その他機構の運営に重大な支障が生じるような行為を行った場合は、機構長は、利用の承認を取り消し、又はその利用を停止することができる。

- 2 前項の規定により、利用の承認を取り消し、又は利用を停止させたことによって利用者に損害を及ぼすことがあっても、機構はその責めを負わない。

(報告書の提出)

第11条 利用者は、利用の成果又は経過について機構長から報告を求められたときは、速やかに、利用報告書を提出しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、計算機システムの利用を終了又は中止した場合は、その旨を速やかに機構長に届け出るとともに、その結果を報告しなければならない。

(論文の公表)

第12条 利用者は、計算機システムを利用して得た成果を含む研究を論文等により公表する場合は、当該論文等に機構の計算機システムを利用した旨を明記するものとする。

(倫理審査を要する研究)

第13条 利用者は、計算機システムで倫理審査を要する研究データの保存、解析等を行う場合は、あらかじめ、所定の倫理審査委員会の承認を得たうえで実施するものとする。

(経費の負担)

第14条 機構長は、計算機システムの利用にかかる経費を利用者に負担させることができる。経費の額等については、別に定める。

(免責及び損害賠償)

第15条 機構は、利用者への計算機システムの安定提供について努めるものとするが、機構の責に帰さない事由により利用者が被った損害、その他計算機システムに関連して被った損害について、一切の責任及び負担を負わない。

- 2 利用者が故意又は過失により、機構の設備、備品等を損傷し、又は滅失した場合は、その損害を賠償し、又はこれを原状に回復しなければならない。

(提供の停止)

第16条 機構は、利用者への予告なしに計算機システムの提供を停止することができる。

(雑則)

第17条 この内規に定めるもののほか、計算機システムの利用その他の取扱いに関し必要な事項は、機構のスーパーコンピュータ運営委員会が別に定める。

附 則

1 この内規は、平成26年11月10日から施行し、平成26年11月1日から適用する。

2 この内規の施行の際現に従前の取扱いによりなされている利用の申請は、この内規第4条の規定によりなされた利用の申請とみなす。

附 則 (平成28年4月4日改正)

この内規は、平成28年4月4日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則 (平成29年4月28日改正)

この内規は、平成29年5月1日から施行する。

附 則 (平成30年12月3日改正)

この内規は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年12月6日改正)

この内規は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年2月5日改正)

この内規は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年3月3日改正)

この内規は、令和7年4月1日から施行する。